

昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅にお住いの方

耐震診断を行うことができます

木造住宅の耐震診断

自己負担 0 円！



昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正で耐震基準が強化され、木造住宅は概ね震度 6 強の地震でも倒壊しない構造となっています。

一方、それ以前に建てられた住宅は耐震性が低い可能性が大きいです。

木造住宅の耐震診断は、建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカいの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断するものです。

- ・対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅
※昭和 56 年 6 月 1 日以降増改築歴のないもの
- ・申請者：対象住宅の所有者かつ居住者



耐震性なしと
診断されたら…

《木造住宅居住安心支援事業》

◇耐震改修工事（設計費用含む）

補助金限度額：125 万円

◇耐震化建替工事（設計、除却費用含む）

補助金限度額：125 万円

◇木造住宅耐震シェルター設置事業費

補助金限度額：36 万円

※その他、耐震改修後には、所得税・固定資産税の優遇措置が受けられます。

～ まずはご相談ください ～

お問い合わせ：甲州市役所 建設課 住宅担当 Tel.0553-32-5071